

住まいに関する支援制度一覧

市町村名： 板倉町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
耐震診断費	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	板倉町内木造住宅で次の(1)～(3)のいずれにも該当するものに対し耐震診断者を派遣し耐震診断を行う。 (1)昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) (2)平屋建て又は2階建てのもの (3)在来軸組工法によって建築されたもの	1. 派遣対象住宅の所有者 2. 町税の滞納がないか 3. これまでに派遣を受けていないか	無料 ※診断者への交通費として1,000円を自己負担			先着順	5戸	都市建設課計画管理係	0276-82-6151	<a href="https://www.town.itakura-gunma.jp/index.html">https://www.town.itakura-gunma.jp/index.html</a>	
耐震改修費	助成	木造住宅耐震改修補助金	板倉町内木造住宅で次の(1)～(4)のいずれにも該当する住宅の耐震改修工事を実施する場合、耐震補強設計に基づく耐震補強工事費用の一部を助成する。 (1)昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) (2)平屋建て又は2階建てのもの (3)在来軸組工法によって建築されたもの (4)耐震診断の結果、倒壊する可能性がある又は高いと診断されたもの	1. 補助対象の建築物を所有し、その建築物に居住するか 2. 町税の滞納がないか 3. これまでにこの補助金の交付を受けていないか	100万円※要した費用の5分の4以内			先着順	1戸	都市建設課計画管理係	0276-82-6151	<a href="https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s023000/d023010/2014080715_0742.html">https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s023000/d023010/2014080715_0742.html</a>	
耐震改修費	助成	木造住宅耐震部分改修補助金	板倉町内木造住宅で次の(1)～(4)のいずれにも該当する住宅の1階部分の耐震改修工事を実施する場合、耐震補強設計に基づく耐震補強工事費用の一部を助成する。 (1)昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) (2)2階建てのもの (3)在来軸組工法によって建築されたもの (4)耐震診断の結果、倒壊する可能性がある又は高いと診断されたもの	1. 補助対象の建築物を所有し、その建築物に居住するか 2. 町税の滞納がないか 3. これまでにこの補助金の交付を受けていないか	40万円※要した費用の2分の1以内			先着順	1戸	都市建設課計画管理係	0276-82-6151	<a href="https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s023000/d023010/2014080715_0742.html">https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s023000/d023010/2014080715_0742.html</a>	
耐震改修費	助成	木造住宅耐震シェルター等設置補助金	板倉町内木造住宅で次の(1)～(4)のいずれにも該当する住宅に耐震シェルターを設置する場合、費用の一部を助成する。 (1)昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) (2)平屋建て又は2階建てのもの (3)在来軸組工法によって建築されたもの (4)耐震診断の結果、倒壊する可能性がある又は高いと診断されたもの	1. 補助対象の建築物を所有し、その建築物に居住するか 2. 町税の滞納がないか 3. これまでにこの補助金の交付を受けていないか	30万円※要した費用の2分の1以内			先着順	1戸	都市建設課計画管理係	0276-82-6151	<a href="https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s023000/d023010/2014080715_0742.html">https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s023000/d023010/2014080715_0742.html</a>	
その他	助成	板倉町住宅取得支援事業	補助金交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 新築住宅(注文住宅・建売住宅)又は中古住宅 (2) 玄関、台所、トイレ及び浴室を備えた住宅 (3) 現行の耐震基準に適合していることを証明できる住宅(昭和56年6月1日以降の確認済証若しくは確認済証があるもの又は耐震診断を受けて上部構造評点が1.0以上と診断された住宅若しくは耐震診断を受けて1.0未満と診断された住宅について、上部構造評点1.0以上とする耐震改修工事を実施したことを証明できる住宅) (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関連法令に適合している住宅	補助金を受けることができるか又は、(1)～(7)。 (1) 転入(予定)日から起算して転入前2年の間において、取得する住宅に居住する全員が町の住民基本台帳に記載されていないか (2) 本町に住宅を取得する者であり、かつ、取得する住宅に転入(予定)で、転入日から1年以内に交付申請を行うか (3) 取得する住宅に係る所有者(対象住宅の所有者が共有に係るものである場合は、当該共有者の内から選任された代表者1人。)であるか (4) 取得する住宅に居住する全員が町税等に未納のいないか (5) 取得した住宅に住所を定めた日から5年以上継続して定住するか (6) 取得する住宅に住居する全員が、板倉町暴力団排除条例(平成24年板倉町条例第16号)に規定する暴力団員等でないか (7) これまでにこの補助金を受けていないか	30万円			先着順	10戸	都市建設課計画管理係	0276-82-6151	<a href="https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s023000/d023010/2014080715_0742.html">https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s023000/d023010/2014080715_0742.html</a>	

合併処理浄化槽設置費	助成	板倉町浄化槽整備事業費補助金 交付事業	10人槽以下の合併処理浄化槽の設置、又は既存単 独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換及び 宅内配管工事。 ※地域指定あり、要問合せ	設置者	5人槽:198,000円 7人槽:256,000円 10人槽:340,000円 ※転換設置の場合 は、各年度額に 50,000円を加えた 額、さらに、転換設 置の場合は、宅内 配管工事に関する 補助金300,000円 を加えた額			工事着工前	住民環境課 環境下水道係	0276-82-6132	<a href="https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s01000/d010010/20170331155504.html">https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s01000/d010010/20170331155504.html</a>	
太陽光発電設備設置費	助成	板倉町住宅用太陽光発電システム 設置補助金	平成22年4月1日以降に住宅用太陽光発電システム を設置する場合(充電契約が必要)	平成22年4月1日以降に自宅(店舗併用住宅含む) に太陽光発電システムを設置するかた。	1kw当たり25,000円(4Kw上限)			先着順	住民環境課 環境下水道係	0276-82-6132	<a href="https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s01000/d010010/20190304092656.html">https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s01000/d010010/20190304092656.html</a>	
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	融資	勤労者住宅建設資金融資制度	町内の勤労者に住宅の敷地の取得及び住宅の建設、 並びに取得に必要な資金を融資	町内に居住又は勤務先を有する勤労者であって、町 内に自己の居住する住宅の敷地を取得し、及び住宅 の建築又は取得しようとするかた	500万円以内	年3.6%	20年以内※ 最終返済年齢 65歳		産業振興課商 工観光係	0276-82-6139	<a href="http://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s021000/d021010/20171109141150.html">www.town.itakura-gunma.jp/cont/s021000/d021010/20171109141150.html</a>	
リフォーム資金(重度身体障害者 (児)住宅改造費助成制度 等)	助成	障害児(者)住宅改造費補助事業	重度の身体障害を有する障害者及び当該障害者と 世帯を同一にするかたが、住宅設備を当該障害者に 適するように改造する場合、その改造に要する費用の 一部を補助する。	補助対象者は次のいずれにも該当するかた。 1. 町内に居住し、住民基本台帳に記録されているか た。 2. 身体障害者手帳の交付を受けているかた。3. 下 肢又は体幹の障害で1級若しくは2級のかた、又は下 肢及び体幹の重複障害で1級若しくは2級のかた、又 は視覚の障害で1級のかた、又は上肢の障害で1級若 しくは2級のかた(ただし、両上肢ともに4級以上の障害 のあるかた) 4. 当該年度の町民税所得割額16万円未満の世帯 に属する者。ただし、当該年度の町民税が確定してい ないときは、前年度の所得割額とする。	50万円			工事着手前	福祉課社会福 祉係	0276-82-6133	<a href="https://www.town.itakura-gunma.jp/index.html">https://www.town.itakura-gunma.jp/index.html</a>	
その他	助成	板倉町住宅リフォーム支援事業	補助の対象となる工事は次に該当する場合である。 (1)工事に要する経費が20万円以上であること。 (2)町内の施工業者による施工であること。	(1)本町に居住し、本町の住民基本台帳に記載され ているかた (2)町税の滞納がないかた (3)これまでに本町の他の制度による住宅の改造及び 補修に係る補助金等の交付を受けていないかた又は 令和7年度以降に本事業による補助金交付額が10万 円に満たなかったかた	10万円※限度額に 達するまで何度でも 申請可能。			工事着工前	産業振興課商 工観光係	0276-82-6139	<a href="https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s021000/d021010/20160408130219.html">https://www.town.itakura-gunma.jp/cont/s021000/d021010/20160408130219.html</a>	